
令和3年度予算編成方針

『ひと・もの・まち』が輝く
健康で元気な網走の実現に向けて

令和2年 11 月
網 走 市

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症は、一人ひとりの生活スタイルや意識・価値観に変化をもたらし、ウィズコロナ社会として、従来の情報通信技術（ICT）の活用が加速度的に進むものと考えられている。

その中であって、「感染拡大防止対策」と「地域経済の底支え」に加えて、ICT技術の積極的な活用などの政策の展開により、地域経済の活性化と市民生活の維持向上に向けた取り組みを行っていく。

2. 国と地方の経済動向について

内閣府が発表した10月の月例経済報告では、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、持ち直しの動きがみられる。」とし、先行きについては、「感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、国内外の感染症の動向や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としている。

また、北海道地域の景況判断では、前回（5月）の「新型コロナウイルス感染症の影響により、急速に悪化しており、極めて厳しい状況にある。」から、「新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。」（9月）へと変更されており、改善の兆しがある。

4－6月期のGDP速報値においては、実質成長率 $\Delta 7.9\%$ 、名目成長率 $\Delta 7.6\%$ となり、前期の1－3月期の実質成長率 $\Delta 0.6\%$ 、名目成長率 $\Delta 0.5\%$ から比較すると国内需要（内需）や財貨・サービスの純輸出（外需）の影響により大きく下方改定されている。

3. 国の予算編成と地方財政について

令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」では、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって経済財政運営を行い、「新たな日常」の実現に向け、「個人が輝き、誰もがどこでも豊かさを実感できる社会」、「誰ひとり取り残されことなく生きがいを感じることのできる包摂的な社会」、「国際社会から信用と尊敬を集め、不可欠とされる国」の3つが実現した社会を目指すとしている。

また、「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針を引き続き堅持し、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の3本柱の改革を掲げ、デジタル・ガバメントの加速などの優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を着実に推進し、次世代への責任の視点に立って、質の高い持続的な成長と中長期的に持続可能な財政を実現していくとしている。

さらに、令和2年7月21日の閣議における「令和3年度予算の概算要求の具体的な方針について」でも、これまでの安倍内閣の歳出改革の取り組みを強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化としている。

総務省は、令和3年度の地方財政について、一般財源総額を令和2年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、「概算要求時における地方財政収支の仮試算」では、歳出の一般歳出合計は前年度比0.9%の増（主な要因は社会保障費の増）となっている一方、歳入の水準超経費を除く一般財源総額は0.6%の増に留まっており、裁量的な経費の上積みは望めない状況である。

4. 本市の財政状況について

新たに策定した中期財政収支見通し（令和3～6年度）では、4年間で約31億円の収支不足が見込まれている。（別紙1）

歳入では、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般財源の根幹をなす市税や地方譲与税の大幅な減少が見込まれる中、地方交付税も算定の基礎となる国勢調査人口の減により減少傾向にある。

一方、歳出では、依然として高い公債費負担が続く中、急速に進む少子高齢化に伴う社会保障費の増大に加え、庁舎の建て替えや大型公共施設の耐震及び老朽化対策、さらには新型コロナウイルス感染症対策に取り組まなければならない厳しい状況である。

全職員がこの状況を認識し、次代を見据えた新技術の取り込みによる事務の効率化などに取り組む必要がある。

5. 予算編成について

令和3年度予算は、新型コロナウイルス感染症への対応と経済の活性化に向けた視点を持ち、デジタルトランスフォーメーション*を推進しつつ、下記の4項目を重点施策とし、課題の解決と将来を展望した施策を展開する。

一方で、事業効果や必要性の乏しい事務事業については事業の再構築（スクラップアンドビルド）を含めた整理を行うなど、財政規律のバランスを念頭に多角的な視点での見直しによる歳出削減や国の補助金の活用など自らが財源確保に努めた予算要求とすること。

* 将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術（高速インターネットやクラウドサービス、人工知能（AI）などのIT（情報技術））によってビジネスや生活の質を高めていくこと。

【 4つの重点施策 】

① 『新型コロナウイルス感染症への対応』

- ・ ウィズコロナに対応した「新たな日常」づくりを推進すること
- ・ ウィズコロナ・ポストコロナにおける経済を推進すること

② 『ひとを育み・ひとにやさしいまち』

- ・ 誰もが安心して暮らせる医療・介護体制づくりを推進すること
- ・ 子ども・子育て環境の充実を図ること

③ 『活力あふれるまち』

- ・ 地域経済の活性化を図ること
- ・ オリンピックイヤーを見据えた取り組みを推進すること

④ 『安全・安心なまち』

- ・ 地域公共交通網の維持・確保を図ること
- ・ 公共施設、生活インフラ施設の長寿命化や国土強靱化を図ること

6. 公共施設等について

公共施設等の管理、改修、更新、廃止、解体など一連の取組みは、「網走市公共施設等総合管理計画」に基づき、全庁的な共通認識の下で進めるものとする。

予算要求にあたっては、利用実態、今後の利用予測、周辺エリア施設の利活用、トータルコストなどを十分に分析、検討するとともに総量の縮小を基本とすること。

また、個別施設計画を策定していない場合は、早急に策定すること。（全施設対象）

7. 予算要求の基本的事項

中期財政収支見直しにおいては、多額の収支不足が見込まれることから、各部において、事務事業の見直しや歳入確保に努めること。

また、事業の完了・廃止を行う場合は、事業統合や規模縮小の可否について検討を行うこと。なお、小規模な事業であってもサービス低下の影響について熟慮し判断すること。

(1) 予算の配分について

①部別配分方式

各部配分額は別紙2のとおりとする。30万円未満の「新規・拡充事業」に係る財源については、事務事業全体の見直しにより生み出すものとし、不足がある場合は部内にて調整すること。ただし、(2)に該当する事業は別枠での要求を認める。

収支不足の縮小及び新型コロナウイルス感染症対策等に係る財源を捻出するため、一部マイナスシーリングを行う。「団体運営補助金」及び「指定管理における施設管理運営費」は対象外としているが、補助又は契約の際には、マイナスシーリング分を加味して行うよう努めること。各部配分額は別紙2のとおりとする。配分額の内訳については、大胆な事務事業見直しの阻害要因となるため、各部への通知は行わない。

・施策事業費	△10%（一財ベース）
・経常行政費	△5%（事業費ベース）

なお、シーリングが達成できない場合は、部としての優先順位を判断したうえで調整を図ること。

②予算額と決算額の乖離の見直し

予算規模の適正化を図るため、平成31年度の予算額と決算額の乖離（不用額）が大きな事業（決算乖離事業）については、配分対象外事業としているので、事業の必要性等を再検討すること。

③事務事業の見直し

総合計画や総合戦略、行政改革推進計画、公共施設等総合管理計画に基づき、すべての事業において、事業の内容、効果を今一度検証し、事業の再構築、新たな事業への展開、完了、廃止などを検討すること。

また、監査より補助金等を交付している団体において多額の繰越金の発生や余剰金発生の常態化が見られるとの指摘を受けたことから、対象事業の目的と内容、公益上の必要性を精査し、適切な事務執行に努めるとともに、事業の見直しを図ること。

(2) 新規・拡充事業の予算要求について

30万円未満の新規・拡充事業については、事務事業全体の見直しにより部別配分額内に調整のうえ要求すること。

なお、次の事業については、部別配分額とは別枠での要求を認める。

①新型コロナウイルス感染症対策枠

新型コロナウイルス感染症に関連する以下の事業。

- ・ 新型コロナウイルス感染症を前提とする「新たな日常」への転換に係る事業
- ・ ウィズコロナ・ポストコロナ時代における経済に係る事業
- ・ デジタル・ガバメントの実現に向けた行政手続オンライン化、AI・RPAの活用、自治体情報システム標準化の加速に係る事業

②時限措置枠

時限的に交付税措置が拡大されている公共施設等適正管理推進事業^{*1}、緊急自然災害防止対策事業^{*2}、緊急浚渫推進事業^{*3}、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等に鑑み新設された補助金等を活用して実施する事業。

- *1 集約化・複合化事業、長寿命化事業、転用事業、立地適正化事業、ユニバーサルデザイン化事業、市町村役場機能緊急保全事業
- *2 治山施設、砂防関係施設、農業水利施設、河川、林地崩壊防止事業、海岸保全施設、港湾防災、漁港防災、林道防災、都市公園防災
- *3 河川、ダム、砂防設備、治山事業により設置された施設の浚渫及び樹木伐採

③一般枠

網走市総合計画または網走市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく事業であって先進的事例や業務の効率化、地域の活性化に資する事業、歳入拡大を図る事業などに新たに取り組むもの。

8. 複数年度予算管理について（5ヵ年見込み額の把握）

中期的視点に立った財政運営を図るため、引き続き、以降5ヵ年の予算見込み額をとりまとめることとし、令和4年度から令和7年度までの要求額を、令和3年度要求額や各種計画に基づき、財務マネジメントシステムに入力するものとする。

建設事業については、中期財政収支見通しに計上された範囲内で要求すること。

9. 個別事項

(1) 歳入に関する事項

①市税

一般財源の根幹をなすものであり、税制の動向、新型コロナウイルス感染症の影響等、国内経済情勢や地域経済の動向分析等を多角的に行い過大、過小とにならないよう的確な見積りに努めること。

過小見積りは、結果として必要以上の歳出削減が生じることに留意すること。

賦課においては課税客体の完全捕捉に努め、徴収にあたっては、非常に厳しい地域経済の状況であるが、収納率の向上に努めること。

②国・道支出金

新型コロナウイルス感染症対策や景気対策としての各種補助事業が実施されることが想定されることから、国の動向を注視し、早期の情報収集に努め、補助事業等の活用に取り組み、特定財源を確保すること。

また、北海道の財政状況も極めて厳しい状況と見込まれることから、道単費の補助金についても同様に注視すること。

③使用料・手数料

市民負担の公平の観点からも収納率の向上に努め、前年度以上の収納率とすること。

④市債

起債対象経費を精査するとともに、充当率については財政課と事前協議すること。

なお、時限的に交付税措置が拡大されている公共施設等適正管理推進事業や緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業といった市債を積極的に活用すること。

(2) 歳出に関する事項

①建設事業費

中期財政収支見通しに計上された範囲内とし、補助事業については、国への要望額をそのまま要求額としないこと。単独事業については国や道の補助制度が活用できないか確認し、安易に単費での要求としないこと。

また、時限的に財政措置が拡大されている事業などの要求を優先的に予算化するので、既存事業の振り替えが可能か確認し、積極的な活用を図ること。

既存事業の労務単価の上昇、資材高騰の影響については、事業量で調整すること。

なお、市営住宅や庁舎など大型建設事業に加え、公共施設の耐震対策や大規模改修が控えていることから、既存の建設事業については、事業効果を精査し縮減を図ること。

②施策事業費

政策検討会で議論された課題などを踏まえ、4つの「重点施策」と「総合戦略」を念頭に新規事業の所要額を精査し要求すること。また、庁内連携はもとより、大学、他市などとの連携強化を図ること。

既存事業については、効率性、効果性、市民ニーズなど多角的な視点での見直しにより徹底した経費縮減を図ること。

なお、事業の告知を行う場合は、対象者に応じ、HPやメール、地域FMなど使い分け、的確に情報が伝達されるよう努めること。

③経常行政費、施設管理運営費

内部事務管理費など市民サービスに直結しない経費や施設の維持管理費については、配分に限らず自らが縮減見直しを図ること。また、施設については、人口減少や利用実態、類似施設などを考慮し、総量の縮小を図ること。

また、各種研修や会議など、オンラインへの代替を検討すること。

④義務費

扶助費は前年度決算及び本年度の決算見込みを十分に分析した上で、所要経費を精査し、的確な見積りを行うこと。過大な見積りが、結果的に他の事業の縮減につながることに留意すること。特に制度改正の動向に十分留意すること。

⑤その他事業費

所要経費を精査し、的確な見積りを行うこと。

特別会計（事業会計）繰出金及び消防負担金については、経費を区分した上で、それぞれの事業区分に準じた予算要求とすること。

⑥車両の購入について

別紙3「車両購入に係る予算要求基準」に基づき予算要求すること。

なお、予算要求基準に基づく車両更新計画一覧に掲載された車両であっても、車両状態を確認し、次期車検まで使用可能と見込まれる場合の要求は慎むこと。

⑦燃料費及び光熱水費について

燃料費の積算にあつては、単価の近況を踏まえ要求すること。なお、今年度予算で生じる燃料費に係る不用額の流用は厳に慎むこと。

⑧新型コロナウイルス感染症対策について

ウィズコロナ・ポストコロナ時代にふさわしい取り組み^{*1}を検討し、国の補助制度があるものは率先して活用を図ること。

目的の達成に直結しない経費の要求は厳に慎むこと。

^{*1} 新型コロナウイルス感染症を前提とする「新たな日常」への転換に係る事業、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における経済に係る事業、デジタル・ガバメントの実現に向けた行政手続オンライン化、AI・RPAの活用、自治体情報システム標準化の加速に係る事業など

⑨時限的なインフラ対策等について

時限的に交付税措置が拡大されている公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、緊急浚渫推進事業、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策等に鑑み新設された補助金等を活用して実施する事業に積極的に取り組むこと。

(3) 特別会計及び事業会計に関する事項

特別会計や事業会計も財政の健全度を示す指標の算定では、連結決算の対象であることを十分に認識し、徹底した歳入確保及び歳出削減を図ること。

一般会計と同様に、中期財政収支見通し（5ヵ年）を策定し、予算要求書と同時に提出すること。（様式は任意）

過大な見積りや中期財政収支見通しに計上されていない、一般会計からの繰り出しは認めない。

また、それぞれの会計においては、次の事項について留意すること。

①国民健康保険会計、介護保険会計、後期高齢者医療会計について

給付費等の積算にあたっては、制度改正を的確に把握するとともに過大とならないよう精度の向上を図ること。

特に多額の不用額が常に生じている事業は、過大な見積りにより結果的に他の事業の縮減につながることに留意すること。

②市有財産整備会計、網走港整備会計、能取漁港整備会計

土地の売却、有効活用（貸付）に全力を尽くし、あらゆる方策を検討すること。

赤字会計の歳出に関しては、必要最小限とすること。

なお、能取漁港整備会計及び網走港整備会計は、多額の繰上充用金が発生しており、引き続き資金不足比率を注視した予算編成、予算執行とするため、今後5年間の資金不足比率の見通しに関する資料を提出すること。（様式は任意）

③水道会計、公共下水道会計、簡易水道会計、個別排水処理施設整備会計

独立採算制の原則に基づき、より一層の経営の健全化を図ること。

また、地方公営企業法の適用により、将来にわたって持続可能な経営を確保し、「経営の見える化」による経営基盤の強化を図ること。

予算編成スケジュール

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| 1 1 月 9 日（月） | 予算編成方針通知 |
| 1 1 月 2 0 日（金） | 新規・拡充等に係る事業名称追加の締切【期限厳守】 |
| 1 2 月 3 日（木） | 予算要求締切【期限厳守】 |
| 1 2 月 1 8 日（金）～1 月 6 日（水） | 市長・副市長ヒアリング【予定】 |
| 1 月 7 日（木）頃～ | 市長・副市長懸案事項再ヒアリング【予定】 |

網 走 市 中 期 財 政 収 支 見 通 し (R2～R6)

(単位: 百万円)

	R2年度見込額		R3年度見込額		R4年度見込額		R5年度見込額		R6年度見込額	
		内一般財源		内一般財源		内一般財源		内一般財源		内一般財源
歳入合計(A)	23,072	13,205	22,579	13,234	22,730	13,110	24,214	13,310	22,697	13,067
一般財源小計	13,105	13,105	12,602	12,602	12,508	12,508	12,555	12,555	12,496	12,496
市税	4,767	4,767	4,357	4,357	4,609	4,609	4,611	4,611	4,536	4,536
地方譲与税・交付金等	1,353	1,353	978	978	1,206	1,206	1,206	1,206	1,210	1,210
地方交付税	6,928	6,928	7,211	7,211	6,637	6,637	6,682	6,682	6,694	6,694
普通交付税(臨財債含む)	6,128	6,128	6,411	6,411	5,837	5,837	5,882	5,882	5,894	5,894
特別交付税	800	800	800	800	800	800	800	800	800	800
その他一般財源	57	57	56	56	56	56	56	56	56	56
特定財源 小計	9,967	100	9,977	632	10,222	602	11,659	755	10,201	571
国・道支出金	3,993		4,163		4,052		3,998		4,461	
基金繰入金	992	100	591	432	540	502	689	655	555	521
市債(臨財債除く)	1,442		1,773	200	2,189	100	3,476	100	1,753	50
その他特定財源	3,540		3,450		3,441		3,496		3,432	

歳出合計(B)	23,072	13,205	23,751	14,247	23,549	13,849	25,043	14,052	23,662	13,658
義務的経費	9,810	6,377	9,988	7,192	9,559	6,774	9,727	6,862	9,562	6,711
人件費	2,379	2,100	2,488	2,308	2,371	2,191	2,440	2,260	2,367	2,187
職員給(給料、手当、共済費)	2,246	2,073	2,259	2,085	2,258	2,084	2,300	2,126	2,305	2,131
退職金	133	27	229	223	113	107	140	134	62	56
議員・委員報酬等	146	145	146	145	146	145	146	145	146	145
公債費	3,563	2,754	3,641	3,304	3,357	3,026	3,480	3,065	3,409	3,005
扶助費	3,362	1,019	3,357	1,080	3,353	1,080	3,348	1,079	3,344	1,078
債務負担(国営・建設費償還補助等)	360	359	356	355	332	332	313	313	296	296
政策的経費	3,986	833	4,619	1,176	4,837	1,183	6,176	1,253	5,147	1,152
ソフト事業費(施策事業費)	1,902	652	1,790	854	1,771	841	1,745	821	1,726	803
ハード事業費(建設事業費)	2,084	181	2,829	322	3,066	342	4,431	432	3,421	349
その他の経費	9,276	5,995	9,144	5,879	9,153	5,892	9,140	5,937	8,953	5,795
施設管理運営費	2,563	2,022	2,501	1,929	2,418	1,908	2,428	1,911	2,418	1,902
経常行政費	2,045	1,330	2,048	1,320	2,183	1,374	2,149	1,379	2,070	1,323
その他事業費(繰入金、消防負担金他)	4,668	2,643	4,595	2,630	4,552	2,610	4,563	2,647	4,465	2,570

差引収支(A－B)	0	△ 1,013	△ 739	△ 742	△ 591
-----------	---	---------	-------	-------	-------

R2～R6における収支不足見込額 △ 3,085

H31末						
基金の残高推移(取崩可能)	2,697	2,286	2,497	2,638	2,626	2,747
基金の残高推移(使途制限を含む)	3,525	3,059	3,144	3,279	3,265	3,384
起債残高の推移	31,752	34,372	33,205	32,687	33,345	32,781

施策事業費・經常行政費・施設管理運営費

各部財源配分額

部 名	施策事業費 配分 <u>一般財源額</u> (千円)	經常行政費・施設管理運営費 配分 <u>事業費額</u> (千円)
企 画 総 務 部	48,437	251,247
市 民 環 境 部	19,941	580,888
健 康 福 祉 部	158,112	639,563
農 林 水 産 部	71,037	50,786
観 光 商 工 部	87,992	122,485
建 設 港 湾 部	8,764	389,622
学 校 教 育 部	67,339	420,119
社 会 教 育 部	66,473	350,711
会 計 課	—	3,038
議 会 事 務 局	2,721	16,853
農 業 委 員 会 事 務 局	40	4,524
選挙管理委員会事務局	—	1,679
監 査 事 務 局	—	679
合 計	530,856	2,832,194

車両購入に係る予算要求基準

(適用車両)

1. 本基準は、事務用などの一般車両に対し適用する。

(更新年数)

2. 更新する車両の対象は、初年度登録から軽自動車で 15 年、小型乗用車で 17 年を経過し、更新計画に計上された車両とする。ただし、財政課長が下記の基準に該当すると事前に認める場合は予算要求ができるものとする。

(1) 走行に著しい支障をきたしている場合

(2) 更新により、減車または車両の小型化が行われる場合

(購入車両)

3. 購入する車両は次の基準とする。ただし、財政課長が特殊事情として事前に認める場合はこの基準によらず予算要求ができるものとする。

(1) 軽自動車を基本とする。

(2) 軽自動車では業務に支障があると認められる場合は、小型貨物車（バン）とする。

(3) 上記により難しい場合は、小型乗用車とする。

(4) 作業車両は、業務に応じて軽トラック又は軽貨物とする。

(予算要求限度額と仕様)

4. 購入車両に係る予算要求の限度額と仕様は、次のとおりとする。

種類	駆動	予算要求限度額 (千円)	参考車種
軽自動車	2WD	1, 100	ダイハツ・ミライース、 スズキ・アルトエコ
	4WD	1, 200	
小型貨物車 (バン)	2WD	1, 750	トヨタ・プロボックス、 日産・NV150 AD
	4WD	1, 950	
小型乗用車	2WD	2, 150	トヨタ・カローラフィールダー スバル・インプレッサ
	4WD	2, 300	
軽トラック	4WD	1, 300	ダイハツ・ハイゼットトラック、 スズキ・キャリィ
軽貨物	4WD	1, 400	ダイハツ・ハイゼットカーゴ、 スズキ・エブリィ

※ 上記を基準に車両の性能はこれと同程度又はこれ以下とすること。

※ 上記の予算要求限度額は、タイヤ等付属品、諸経費を含めた額である。

(一般会計の重量税及び自賠責保険料は財政課管財係支出のため除く)

※ 2WDと4WDの選択については、用途を踏まえ判断すること。

※ 特別会計においても、上記基準に準じた取扱いとすること。

○予算要求基準に基づく車両更新計画一覧

所属		現行車両			更新車両		
部	課	車名	年式	車検	年度	経過	車両
市民環境部	生活環境課	エキスパート	H12.11	R3.11	R3	21年	軽貨物
農林水産部	農林課	クルーガー	H17.7	R3.7	R3	16年	別途
学校教育部	学校教育課	ハイゼットトラック	H13.5	R3.5	R3	20年	軽トラック
建設港湾部	建築課	プリウス	H13.5	R4.6	R4	21年	小型貨物車（バン）
学校教育部	学校教育課	エステイマ	H12.5	R4.5	R4	22年	小型乗用車
市民環境部	市民活動推進課	エキスパート	H15.5	R5.5	R5	20年	小型貨物車（バン）
農林水産部	水産漁港課	キャリー	H13.12	R5.11	R5	22年	軽トラック
企画総務部	税務課	キャロル	H17.10	R6.10	R6	19年	軽自動車
企画総務部	税務課	コルト	H17.3	R7.3	R6	19年	小型貨物車（バン）
企画総務部	税務課	ミラ	H19.12	R8.12	R7	18年	軽自動車
社会教育部	スポーツ課	エステイマ	H15.2	R8.2	R7	22年	小型乗用車
健康福祉部	健康推進課	R2-R	H21.7	R8.7	R7	16年	軽自動車

※車両の状態に応じ、車両更新計画に関わらず更新時期を先送りする場合があります。